

◎ 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設, 出入国在留管理庁の設置等

【法令名】

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成30年12月14日 号外第276号 67ページ
【法令番号】	平成30年12月14日 法律第102号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	平成31年4月1日から施行 ※附則第3条、第6条及び第18条第1項の規定は、公布の日〔平成30年12月14日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>【出入国管理及び難民認定法の一部改正関係】</p> <p>1 法の目的に、本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ることを追加することとした。(第1条関係)</p> <p>2 出入国在留管理庁の設置に伴い、出入国在留管理庁長官の権限に関する規定を整備することとした。 (第2条、第9条、第9条の2、第14条の2、第17条、第19条～第19条の4、第19条の6～第19条の13、第19条の15～第19条の17、第19条の36～第20条、第22条、第22条の4、第23条、第26条、第41条、第50条、第52条、第55条、第59条の2、第61条の2の2、第61条の2の7、第61条の2の12、第61条の2の13及び第61条の8～第61条の9関係)</p> <p>3 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならないものとした。(第2条の3及び第2条の4関係)</p> <p>4 特定技能雇用契約等に関する規定の整備</p> <p>(一) 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約(以下「特定技能雇用契約」という。)及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならないものとした。(第2条の5第1項～第4項関係)</p> <p>(二) 特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関(以下「特定技能所属機関」という。)が契約により8の登録支援機関にこの法律の規定に適合する1号特定技能外国人支援計画(以下「適合1号特定技能外国人支援計画」という。)の全部の実</p>

施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合するものとみなすこととした。(第2条の5第5項関係)

(三) 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(以下「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(以下「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならないものとし、同計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならないものとした。(第2条の5第6項～第8項関係)

5 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人に係る上陸の手続に関する規定を整備することとした。(第7条第1項第2号、同条第2項及び第7条の2第3項～第5項関係)

6 特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人(以下「特定技能外国人」という。)に係る届出並びに特定技能所属機関に対する指導、助言、報告徴収及び改善命令等に関する規定を整備することとした。

(第19条の16第2号及び第19条の18～第19条の21関係)

7 特定技能所属機関は、適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、1号特定技能外国人支援を行わなければならないものとした。(第19条の22第1項関係)

8 登録支援機関に関する規定の整備

(一) 契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができるものとした。(第19条の23第1項関係)

(二) 登録の申請、登録支援機関に対する指導及び助言、報告又は資料の提出等について所要の規定を設けることとした。

(第19条の24～第19条の34関係)

9 特定技能の在留資格の変更に関する規定を整備することとした。(第20条第1項関係)

10 関係行政機関との関係に関する規定を整備することとした。(第61条の7の7関係)

11 この法律の規定に違反した者について、所要の罰則規定等を設けることとした。

(第71条の3、第71条の4、第76条の2及び第77条の2関係)

12 別表第1の整備

(一) 特定技能の項を加え、特定技能の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動を規定すること

とした。(別表第1の2の表関係)

- (二) 家族滞在の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として、別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を追加することとした。(別表第1の4の表関係)

【法務省設置法の一部改正関係】

- 1 法務省の任務のうち出入国の公正な管理に係る部分を「出入国及び外国人の在留の公正な管理」に改めることとした。
(第3条関係)
- 2 法務省の外局として出入国在留管理庁を置き、同庁の長を出入国在留管理庁長官とするほか、出入国在留管理庁の任務及び所掌事務を定めることとした。(第26条～第29条関係)
- 3 入国者収容所を出入国在留管理庁の施設等機関として置き、地方入国管理局を地方出入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局として置くこととした。(第8条、第13条、第15条、第21条～第23条及び第30条～第33条関係)

【地方自治法等の一部改正関係】

前記の改正に伴い地方自治法(昭和22年法律第67号)等について、所要の改正を行うこととした。

(附則第7条～第17条関係)

【経過措置等】

- 1 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(附則第2条関係)
- 2 政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。(附則第18条第1項関係)
- 3 政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度の在り方(地方公共団体の関与の

WestlawJapan 法令あらし

	<p>在り方、特定技能の在留資格に係る技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。)について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。(附則第 18 条第 2 項関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号)・ 法務省設置法 (平成 11 年法律第 93 号)・ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)・ 国家行政組織法 (昭和 23 年法律第 120 号)・ 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号)・ 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号)・ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律 (昭和 62 年法律第 29 号)・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号)・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (平成 21 年法律第 79 号)・ 国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号)・ 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律 (平成 26 年法律第 57 号)・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (平成 28 年法律第 89 号)